

会 議 録		令和7年12月19日作成	令和11年3月末日廃棄
会議名	京都府京丹後警察署協議会（令和7年度第3回）		
開催日	令和7年12月15日（月曜日）		
時 間	午後1時30分から午後2時50分までの間（80分）		
場 所	京都府京丹後警察署 講堂		
出席者	西村会長、上田副会長、堀江委員、池部委員、山下委員、足立委員、石橋委員 志水委員 （欠席 藤原委員） 計8人		
	署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、地域課長代理 地域課長代理、刑事課長、交通課長、広聴相談係長 計11人		
諮 問 事 項	1 犯罪発生状況について 2 交通事故発生状況について 3 京丹後警察署出前講座のブラッシュアップについて		
会 議 内 容	1 会長挨拶 司会 副署長 2 署長挨拶 3 協議 司会 会長 (1) 諮問事項説明 犯罪発生状況について～生活安全課長 【委員】京都府内では「オレオレ詐欺」が最も多く、次いで「預貯金詐欺」が多いと聞いたが、両者の違いについて伺いたい。 【警察】「オレオレ詐欺」は、警察官などをかたって現金を振り込ませる手口で、「預貯金詐欺」は、警察官などをかたって行われる点は同じであるが、キャッシュカードや通帳などをだまし取る手口である。 【委員】市役所に対する市民からの特殊詐欺と思われる不審な電話の問合せは、以前に比べて減少している。 【委員】特殊詐欺の電話は一般世帯だけではなく、事業所にもかかっているのかどうか伺いたい。 【警察】事業所に対する特殊詐欺とみられる不審電話の件数は把握していないが、金融機関の職員が特殊詐欺でだまされた利用者に「同じような電話が金融機関の固定電話にもかかっている」と説明し、被害を未然に防止した事例があるので、一般世帯、事業所の区別なく特殊詐欺の電話はかかっている		

と思われる。

【委員】犯罪の発生件数として、自転車盗や万引きの発生場所、統計上「その他」に分類されている罪種についてそれぞれ伺いたい。

【警察】令和7年11月末現在の包括罪種別で「その他」の罪種の発生件数は27件であり、前年同期比+10件となっている。増加した罪種としては、自動車を傷付けたりタイヤをパンクさせる等の器物損壊による被害が13件発生（前年同期比+6件）しているためであり、これは被疑者が連続的に犯行に及ぶケースがあるので統計上の数値は上昇しやすいと分析している。

自転車盗の被害に遭った9件全てが無施錠であり、うち4件については、駅の駐輪場で盗まれている。

万引きについては、28件中19件がドラッグストアで発生している。

【委員】ドラッグストアなどは防犯カメラを設置していると思うが、同店舗における万引きの検挙率について伺いたい。

【警察】万引きの被害については、現行犯的に申告されるものや、事後申告されるものなど様々であるが、本年の万引きの発生件数は28件で、検挙は26件である。

【委員】ドラッグストアにおける万引き被害防止に向けた警察の働き掛け及び店側の対応状況について伺いたい。

【警察】万引きが多発する店舗等に対しては、制服警察官による店内巡回などを実施している。店側の対応についても、十分に協力していただいていると認識している。

(2) 諮問事項説明

交通事故発生状況について～交通課長

【委員】令和8年4月1日より自転車の違反に青切符が導入され、16歳以上が対象と伺ったが、京丹後市内の高校に対する周知状況について伺いたい。

【警察】当署及び宮津署管内の高校の生徒指導担当者と当署、宮津警察署の担当者等が出席する「丹後地区高等学校警察署連絡協議会」において既に広報しているほか、あらゆる機会を通じて広報している。

【委員】外国人を雇用している事業所では、外国人従業員が自転車を利用されているケースも多いと思うが、事業所などへの広報について伺いたい。

【警察】当署では、外国人従業員を雇用する事業所を招致して、年に1度会議を行っている。事業所の関係者は、自転車のヘルメット着用、青切符導入の問題について良く認識しておられると同時に懸念も抱かれているので、警察から周知、広報などの対応を行っている。

【委員】スポーツタイプの自転車が高速で走っているのをよく見掛けるが、こういった自転車の事故はないのか伺いたい。

【警察】令和7年11月末現在における事故の発生件数は3件であり、いずれも京丹後市内の中学生以下が当事者となっている。自転車のタイプ別の統計はないが、スポーツタイプ以外の自転車と思われる。

【委員】スポーツタイプの自転車は、時速40～50キロメートル以上の高速で走るこ

会 議
内 容

ともできると思うが、速度違反には問われないのか伺いたい。

【警察】自転車については「車両」であり、速度規制の標識がある道路においては、規制速度以下で走行しなければ速度違反になる。速度規制のない道路においては、自動車は法定速度が時速60キロメートル、第一種原動機付自転車は時速30キロメートルであるが、自転車の法定速度は定められていないので、自転車の速度違反は成立しないことになる。

【委員】自転車で青切符を切られても、免許の点数には関係ないと承知しているが間違いないか伺いたい。

【警察】自転車については免許がないことから、点数制度の対象にはならないが、自転車の運転者が運転免許を保有していた場合で、酒気帯び運転など悪質・危険な違反をした場合は、「危険性帯有者」として免許停止の行政処分を受ける場合がある。

【委員】携帯電話の使用等（保持）の違反について、携帯電話を見ずに手に持っている場合も違反になるのか、また、保持した携帯電話の音楽をイヤホンで聴いている場合は違反となるのか伺いたい。

【警察】携帯電話を通話のために使用して保持している場合は違反となる。自転車運転中にイヤホンをして外部の音が聞こえない程度であれば、公安委員会規則遵守事項違反となる可能性がある。

【委員】自転車運転中のイヤホン使用は、違反になる、ならないの前に、運転に集中できないおそれがあると思う。

【警察】委員御指摘のとおり自転車運転中にイヤホンを使用して音楽等を聞く行為は、注意力散漫になり、こういった状態で事故を起こせば「安全運転義務違反」に問われる可能性がある。

【委員】年配の自転車利用者が手信号を出して、後方を確認せずに曲がって行かれるケースを見ることがあるが、そういった指導をしているのか伺いたい。

【警察】自転車も車両であり、曲がる際には合図を出さなければならないが、ウィンカーが装着されていないので、法的には手信号により合図することとなっている。ただし、合図運転を行った場合、右左折時に片手運転となることから、現在においては積極的な指導取締りは行っていないのが現状である。

(3) 諮問事項説明

京丹後警察署出前講座のブラッシュアップについて～警務課長

【委員】今回、京丹後警察署出前講座については、講座を一つ増やしていただき、さらに充実が図られたが、今後、年度の途中であってもニーズの高い講座があれば随時追加していただきたい。

【警察】その時々的情勢に応じて、新しい課題に対応できる講座については、随時更新してまいりたい。

【委員】大変良い取組であると思うが、学校関係者への周知の状況はどうなのか伺いたい。

【警察】学校関係を含め、自治会や事業所などに対して積極的な周知を図ってまいりたい。

会 議
内 容

【委員】女性に対する護身術などは、対処要領を教えることで、とても役立つ講座だと思うが、女性警察官が対応しているのか伺いたい。

【警察】護身術を含む不審者対応訓練については、学校、保育園関係者等からのニーズが高く、警務課の武道担当者や生活安全課員が数多く対応している。講座の内容は、単に不審者対応要領だけではなく、施設の死角となる場所や侵入しやすい場所などについて施設関係者に教示したり、児童、生徒を安全に避難させる方法やルートなどの助言をしている。受講者は女性が多いので、備品を利用した間合いの取り方などについてもアドバイスしている。

4 事務連絡

令和7年度第4回京都府京丹後警察署協議会は、令和8年2月に開催予定である。

以上

第3回京都府京丹後警察署協議会の開催状況

